

# 支給認定申請及び入所申込みのご案内

保育所への入所について、下記のとおりご案内しますので、入所を希望される方、または、既に保育所へ入所しているが、保育所の変更を希望される方は、お申し込みください。

## 支給認定について

保育所への入所を希望する方は、所定の申請書を町に提出し、保育の必要性の有無や必要量等について、町から認定（「支給認定」といいます）を受ける必要があります。

申請に基づき、後日、認定区分・保育の必要性の事由・必要量が記載された「認定証」を交付します。

※ 認定区分は満年齢、利用可能施設及び保育料は4月1日時点の年齢で決まります。

項 目	内 容						
保育の必要性	保育の必要性の有無及び該当する事由（「保育の必要性」参照）を認定します。						
保育の必要量	保育の必要性の事由や勤務時間等に基づき、保育の必要量（時間）を認定します。						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 70%;">該当する保育の必要性の事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育標準時間</td> <td>月120時間以上の就労（学）、出産前後、災害復旧</td> </tr> <tr> <td>保育短時間</td> <td>月48時間以上120時間未満の就労（学）、求職中、育児休業中の継続入所</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	該当する保育の必要性の事由	保育標準時間	月120時間以上の就労（学）、出産前後、災害復旧	保育短時間	月48時間以上120時間未満の就労（学）、求職中、育児休業中の継続入所
	区 分	該当する保育の必要性の事由					
保育標準時間	月120時間以上の就労（学）、出産前後、災害復旧						
保育短時間	月48時間以上120時間未満の就労（学）、求職中、育児休業中の継続入所						
※疾病障害等及び介護の方は、原則として「保育短時間」での認定となります。							

※【保育短時間】は、午前8時～午後4時、【保育標準時間】は午前7時30分から午後6時30分までです。

※延長保育として、午前7時00分から午前7時30分及び午後6時30分から午後7時まで利用可能です。

ただし、午後6時30以降の延長保育には、おやつ代(1回200円)が別途必要です。

※保育の必要性の事由や必要量に変更が生じた場合は、支給認定変更の手続きが必要です。その際、交付済みの「認定証」は町へ返却していただきますので、「認定証」は大切に保管してください。

## 保育の必要性

保育の必要性が認められるのは、以下のいずれかの事由に該当する場合は。

事 由	状 況
就労・就学	保護者が、 <b>1か月に48時間以上</b> 労働することを常態としていること。
出産の前後	母親の出産（予定）日の前後8週間であること。 ※ <b>出産日から起算して、8週間を経過する日の翌日が属する月の末日で退所となります。</b>
疾病・障害等	保護者の疾病、負傷又は精神もしくは身体の障害により児童の保育ができないこと。
親族の介護	保護者が親族を常時介護又は看護していることにより児童の保育ができないこと。
災害復旧	保護者が火災等の災害復旧に当たっているため児童の保育ができないこと。
求職中	保護者が求職中であること。 ※ <b>入所後90日以内に就労しない場合は、退所となります。</b>
その他	上記と同様の状態と認められる場合

- ＜保育の必要性の確認について＞
- (1) 勤務内容を事業所に確認させていただく場合があります  
就労状況（勤務内容）を事業所に確認し、就労状況が申告内容と相違する場合や保育の必要性が認められない場合は、支給認定申請及び入所申込を無効とすることがあります。
  - (2) 保育の必要性の確認は、毎年行います  
入所後も毎年、就労証明書や診断書等を提出していただき、保育の必要性の確認を行います。また、退職後90日以内に就労しない場合は、保育の実施を解除(退所)することがあります。

<必要書類>

対 象 (保育事由)	必要書類	説 明
全 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給認定申請書兼入所申込書</li> <li>・同意書兼誓約書</li> </ul>	入所申込児童1名につき、各1部必要。
就 労	就労証明書	町所定の様式により、事業所で就労状況を記入してもらってください。 ※父母ともに就労している場合は、 <u>父母双方の証明書</u> が必要です。
自営業		町所定の様式により、 <u>自身で記入し</u> 、事業内容の分かる書類を添付してください。 (確定申告書や税務署への開業届のコピー等)
出産前後	出産予定日が分かる書類	母子手帳の保護者名・出産予定日が確認できるページ(写)
疾 病	疾病・障がい状況申告書	
障がい	疾病・障がい状況申告書	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の等級が分かるページ(写)
介護・看護	疾病・障がい状況申告書 介護・看護状況申告書	介護・看護の対象となる方 ※身体障害者手帳、介護保険被保険者証(写) 介護・看護を行う方
災害復旧		罹災証明
就 学	就学等(予定)証明書	
ひとり親	ひとり親家庭医療受給者証等	
求職中	求職活動状況等申告書	雇用保険受給者証やハローワークカード(写)等求職活動の状況が確認できるもの ※ハローワークカード等の添付が出来ない場合は、求職活動の状況を記載してください
通園バス利用者	誓約書	通園バスを利用される方
全 員	口座振替依頼書	

※ 2名以上の児童について申込みをする場合は、支給認定申請書兼入所申込書・同意書兼誓約書以外の書類は1世帯につき1部のみで結構です。

## 入所後について

### <保育料について>

- (1) 0～2歳児の保育料は、入所児童が属する世帯の町民税額によって決定します。また、「保育標準時間」と「保育短時間」で保育料が異なる場合があります。
  - ①令和8年4月～令和8年8月の保育料→令和7年度町民税額に基づき決定
  - ②令和8年9月～令和9年8月の保育料→令和8年度町民税額に基づき決定
- (2) 3歳児以上の児童は、お米代（月額650円）、おかず代（月額1,850円）が必要です。
- (3) 3歳児以上の児童で通園バスを利用する場合は、別途通園バス利用料（月額2,750円）が必要です。（日割はありません）  
※年度の途中でも通園バスを利用する・しないは選択できます。
- (4) 18時30分を超えた利用に対して、別途料金おやつ代（1回200円）が必要です。
- (5) お支払方法について  
原則として口座振替でのお支払いになります。  
振替日：毎月25日（25日が休日の場合翌営業日となります）
- (6) 保育料を滞納された場合は、児童福祉法の規定に基づき、滞納処分（預金・給与等の差押）を行う場合があります。

### <保育時間について>

- (1) 保育時間
  - ・保育標準時間
    - 【平日】 7時30分～18時30分のうち保育を希望する時間
    - 【延長保育】 早朝 7時00分～ 7時30分  
夕方18時30分～19時00分（おやつ代200円が必要です）
  - ・保育短時間
    - 【平日】 8時00分～16時00分
  - ・土曜日保育
    - 【自由登園】 8時00分～12時00分
    - 【一日保育】 7時30分～18時30分（土曜日の就労証明が必要になります）
    - 【延長保育】 早朝 7時00分～ 7時30分  
夕方18時30分～19時00分（おやつ代200円が必要です）
- (2) 入所当初の保育時間（ならし期間）  
初日から長時間保育になりますとお子様にとっては心身ともに大きな負担になり、集団生活に慣れにくくなります。こうした負担を軽くするためにしばらくの間ならし期間を設けています。ならし期間の保育時間は午前中となります。  
（両親の就労等により、ならし保育をすることが困難な場合は、この限りではありません）
- (3) 休所日
  - ・日曜日、国民の祝日に関する法律に定められた日
  - ・12月29日から1月3日まで

### <退所について>

保育所を退所される場合は、速やかに「退所届」を在籍の施設または子育て福祉健康課にご提出ください。

## <長期欠席について>

1ヶ月以上の長期にわたり欠席（登所日数が極めて少ない場合を含む）が続く場合は、保育の必要性がないものと判断して、支給認定の取り消し及び保育の実施解除（退所）の対象となります。やむを得ない事情により、長期欠席をされる場合は、事前に子育て福祉健康課へご相談ください。

## 〔注 意 事 項〕

- (1) 申込み時等にご提出いただいた就労証明書等は、施設における保育時間の決定や保育の必要性の事由の確認に必要なため、各施設へ写しを送付します。あらかじめご了承ください。
- (2) 申込内容（家族構成・勤務先・勤務時間・課税額など）に変更があった場合は、子育て福祉健康課までご連絡ください。必要に応じて就労証明書等の提出が必要となります。
- (3) 申込み後に町外に転出された場合、ご提出いただいた申込書は自動的に取下げとなります。一時的な住民票の異動である場合は、必ず子育て福祉健康課へご連絡ください。
- (4) 町外の施設への入所を希望される場合は、下記の日時に申込みを行ってください。ただし、申込み先の市町の承諾がなければ入所いただくことができません。
- (5) その他、ご不明な点などがありましたら子育て福祉健康課へお問い合わせください。

## 申込み受付

### (1) 受付期間

令和7年11月4日（火）～11月18日（火） 土日祝日を除く

### (2) 受付時間

9時00分～17時00分

※11月6日（木）、13日（木）、18日（火）は、9時00分～20時00分

### (3) 受付場所

日高町役場 子育て福祉健康課

※入所募集は、受付期間終了後も定員に余裕がある場合は、随時入所の受付を行います。

〒649-1213  
日高町大字高家626番地  
日高町役場 子育て福祉健康課  
電話（0738）63-3801